

令和7年 第1回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和7年1月20日

議 題

議案第1号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第2号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について

その他

福岡県知事選挙等における期日前投票所の設置について

次回開催日 令和7年2月20日（木）10：00～ 区長応接室

次々回開催日 令和7年3月3日（月）10：00～ 区長応接室

議案第1号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年1月20日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 682人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 162人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 520人 |
| | 登録移転者 | 0人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和7年1月20日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和7年1月20日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	75	245	0	0	320
女	87	275	0	0	362
計	162	520	0	0	682

議案第2号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和7年1月20日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

移替えを延期する期間

令和7年2月18日から令和7年3月23日まで

(根拠)

・ 議決 公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。

(登録の移替え)

第十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間

二 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間